

議案第97号

権利の放棄について

別紙のとおり、権利を放棄するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

小松島市長 中山俊雄

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

1 放棄する権利

(昭和52年11月10日付け契約) 住宅改修資金貸付金債権

2 債務者

亡 A 相続財産

3 放棄する金額

未払いの元金利息金1,317,888円及びこれに係る違約金

4 理由

借受人 A の死亡後、相続人全員が相続放棄したため、相続人が不存在であること、連帯保証人2名について、両名とも死亡していること、また、本件債権について、すでに時効期間を経過していることから、これ以上の債権回収が困難であるため。